

## 報 道 資 料

令和元年 7月 31日  
農林部中央卸売市場再整備推進室  
担当：前田、鳴瀬  
電話：0743-56-7004

### (株)奈良大果における取引不祥事に係る業務改善措置命令について

奈良県中央卸売市場の青果部卸売業者である(株)奈良大果（所在地：大和郡山市馬司町642-2 代表者：鈴木 紀之）において発生した取引不祥事について、平成31年1月から4月に行われた農林水産省による卸売市場法第48条の規定に基づく検査により指摘を受け、奈良県中央卸売市場の開設者である奈良県が事実確認を行ったところ、不正取引が行われていた事実が確認されました。

最も公正な取引を確保すべき中央卸売市場の卸売業者において、このような不正取引が行われていたことは誠に遺憾であり、二度とこのようなことのないよう抜本的な再発防止策を講ずるよう、本日、卸売市場法第51条第3項及び奈良県中央卸売市場条例第82条第1項の規定に基づく業務改善措置命令を発出しました。

#### 1. 不祥事の概要

(株)奈良大果では、取引量を水増しし信用を得る目的で産地から荷受けした物品を当日に全量取引するため、社長了承のもと特定の業者を介在させた買い戻しを行っていた。（平成29年6月～平成31年1月の対象取引総額は約656,715千円）

また、(株)奈良大果の近郷野菜担当者数名が、現品を伴わない架空取引を行い不正に現金を受領していた。（平成29年1月～平成31年3月の不正受領額総計は約22,036千円）

#### 2. 業務改善措置命令の内容

- (1) 今回の不正取引の原因究明を踏まえた再発防止を図るため、社外の第三者を加えた組織を設置し、以下の実施を通じたコンプライアンス体制を確立すること。
  - ・ 関係法令遵守のための行動規範の策定及び研修等を通じた当該行動規範の徹底による職員の意識改革
  - ・ 役員による現場での監督体制の強化及び職員レベルでの内部牽制確保のための業務執行体制の確立
  - ・ コンプライアンスの周知や実施状況の点検、行動規範の定期的な見直し等の実施
- (2) (1)に関する業務改善計画について、取締役会での議決を経て開設者に提出すること。  
また、当該計画の進捗状況を半期毎に開設者に報告すること。
- (3) 内部監査機能強化のため、業務に関する第三者を加えた内部監査を年4回、財務に関する内部監査を年1回実施し、その結果報告書を奈良県中央卸売市場長に提出すること。